静岡県告示第94号

特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚))に関する令和4管理年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。)における知事管理区分に配分する数量を以下のように変更したので、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第5項で準用する同条第4項の規定に基づき公表する。

令和5年2月24日

静岡県知事 川勝平太

第1 くろまぐろ(小型魚)

都道府県別漁獲可能量
36.2トン

2 知事管理区分に配分する数量

<u> </u>	ず自在区分に配力する数量	
	知事管理区分	配分数量
į	静岡県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等 ^{※1}	22.8トン
	静岡県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等 (4月から7月まで)	5.3トン
	静岡県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等 (8月から11月まで)	2.8トン
	静岡県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(12月から翌年3月まで)	14.7トン
į	静岡県くろまぐろ(小型魚)定置漁業	11.4トン
	静岡県くろまぐろ(小型魚)定置漁業 (4月から7月まで)	3.3トン
	静岡県くろまぐろ(小型魚)定置漁業 (8月から11月まで)	3.2トン
	静岡県くろまぐろ(小型魚)定置漁業 (12月から翌年3月まで)	4.9トン

※1 漁船漁業等とは定置漁業以外の漁業をいう。

第2 くろまぐろ (大型魚)

都道府県別漁獲可能量
27.3トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
静岡県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業等※1	21.0トン**2
静岡県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業等(くろまぐろはえ縄漁業) (12月から翌年3月まで)	14.2 トン
静岡県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業等(くろまぐろひき縄釣漁業) (11月から翌年3月まで)	6.2トン
静岡県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業等(その他漁業) (周年)	0.5トン
静岡県くろまぐろ(大型魚)定置漁業	6.2トン

※1 漁船漁業等とは定置漁業以外の漁業をいう。

		,					
•	※ 2	(表示上は5 一致しない。	か、漁船漁業	等における漁	業種類別の区分	う合計は漁船漁業	等全